

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日翌日)

## 目次

- ◇ 告 示
  - 肥料の登録
  - 肥料の登録の有効期間の更新
  - 土地改良事業計画の変更の認可 (三件)
  - 土地改良法による換地処分
  - 保安林の指定の解除 (二件)
  - 都市計画事業の認可 (六件)
  - 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- ◇ 正 誤
  - 鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第四百十七号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定

に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による茶屋・笠木地区大戸工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域 (昭和五十三年九月七日現在の地番による。)
茶屋字大戸口田	茶屋字松ノ前三七九〇の一の一部、三七九〇の二の一部、三七九〇の四の一部、三七九〇の五及び三七九〇の一と一体をなす国有地の一部並びに茶屋字大戸口田のうち三六六七の一の一部、三六六八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
茶屋字松ノ前	茶屋字大戸口田三六六七の一の一部、三六六八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字口曲り三七八五の一の一部及びこれと一体をなす国有地、茶屋字土手田三七八六の一、三七八七、三七八八の一の一部、三七八八の二、三七八九及びこれらと一体をなす国有地並びに三七八八の一と一体をなす国有地の一部、茶屋字上ミ仲田三八六三の一の一部並びに茶屋字松ノ前のうち三七九〇の一の一部、三七九〇の二の一部、三七九〇の四の一部、三七九〇

茶屋字土手田	<p>の五及び三七九〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>茶屋字土手田のうち三七八六の一、三七八七、三七八八の一、三七八八の二、三七八九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
茶屋字口曲り	<p>茶屋字口曲りのうち三七八四、三七八五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
茶屋字上ミ仲田	<p>茶屋字上ミ仲田のうち三八五九の一、三八六〇から三八六二まで、三八六三の一、三八六四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
茶屋字池田	<p>茶屋字口曲り三七八四、三七八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字土手田三七八八の一の一部及び三七八八の一と一体をなす国有地の一部、茶屋字上ミ仲田三八五九の一、三八六〇から三八六二まで、三八六三の一の一部、三八六四及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字小ブケ神田三八五二の三の一部及び三八五三の一部並びに茶屋字池田のうち三八五六の一の一部及び三八五六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
茶屋字小ブケ神田	<p>茶屋字池田三八五六の一の一部及び三八五六の一と一体をなす国有地の一部並びに茶屋字小ブケ神田のうち三八四〇の一部、三八四二の一の一部、三八四二の二、三八四三の二、三八四三の三までの一部、三八四四、三八四五の</p>
茶屋字ソリ田	<p>一、三八四五の二から三八四五の四までの一部、三八五二の三の一部、三八五三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>茶屋字小ブケ神田三八四〇の一部、三八四二の一の一部、三八四二の二、三八四三の二から三八四三の三までの一部、三八四四、三八四五の一、三八四五の二から三八四五の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字ソリ田のうち三九四一の一、三九四二から三九四四まで、三九五四の一部、三九六一、三九六二の一の一部、三九六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
茶屋字小森	<p>茶屋字ソリ田三九四一の一、三九四二から三九四四まで、三九五四の一部、三九六一、三九六二の一の一部、三九六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字ショウジ田四〇一〇の一部、四〇一一、四〇一二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字小森のうち四〇〇三の一部、四〇〇四、四〇〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
茶屋字ショウジ田	<p>茶屋字小森四〇〇三の一部、四〇〇四、四〇〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字下モ田四〇七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字ショウジ田のうち四〇一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、四〇一一、四〇一二の一の一部、四〇一八の一部、四〇二〇の一部、四〇二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>茶屋字浅川</p>	<p>茶屋字下モ峠田</p>	<p>茶屋字仲田</p>	<p>茶屋字下モ田</p>
<p>茶屋字仲田四〇九六の一部、四〇九七の一部、四一〇〇の一部、四一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地、福万来字向小田の全域並びに茶屋字浅川のうち四二二六の</p>	<p>茶屋字下モ峠田のうち四一〇二から四一〇一まで、四一〇一の一部、四一〇二、四一〇三の四まで、四一〇四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>茶屋字下モ田四〇七五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、茶屋字下モ峠田四一〇二から四一〇六まで、四一〇七の一部、四一〇八、四一〇九、四一一〇の一部、四一一一の一部、四一二二、四一三三の一部、四一三三の二から四一三三の四まで、四一四四及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字浅川四二二六の一部、四二二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字仲田のうち四〇九六から四〇九八までの一部、四一〇〇の一部、四一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>有地以外の区域 茶屋字シヨウジ田四〇一八の一部、四〇二〇の一部、四〇二一の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字仲田四〇九八の一部及び四一〇〇の一部、茶屋字下モ峠田四一〇七の一部、四一一〇の一部、四一一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字下モ田のうち四〇七五の一部、四〇七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>鳥取県 第四四九号 茶 特 号</p>	<p>登録番号 肥料の名称 組合複合肥料</p>	<p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>
<p>窒 素 全 量 二〇・〇 う ち アンモニア性窒素 七・〇 り ん 酸 全 量 六・〇 う ち 可溶性りん酸 三・五 う ち 水溶性りん酸 二・〇 加 里 全 量 六・〇 う ち 水溶性加里 六・〇 水 溶 性 苦 土 三・〇</p>	<p>保証成分量(パーセント)</p>	<p>鳥取県告示第四百十八号 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。 昭和五十四年五月四日</p>
<p>八頭郡佐治村大字加瀬 木一三〇番地 佐治村農業協同組合</p>	<p>生産業者の住所 及び名称</p>	<p>廃止する字の名称 福万来字向小田 一部、四二二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第四百十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号 鳥取県 第四二八号	肥料の名称 五・〇魚廃物加工肥料	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 五・〇 りん酸全量 二・五	生産業者の住所 及び名称 岩美郡岩美町大谷 三一〇番地 鳥取産業株式会社
----------------------	---------------------	---	--

鳥取県告示第四百二十号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良（中園地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十一号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（妻の神地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十二号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（吉田第二地区農地造成）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町から同町が行う土地改良事業に係る茶屋・笠木地区大戸工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字妻波字東浜一九一九、字大西浜一三八〇の四、一三八〇の五、一三八〇の一六二（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 解除の理由

排水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリウへ山マデ一〇三七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第三・三・一号湖山公園

三 事業施行期間

昭和五十四年五月四日から昭和五十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市湖山町北六丁目地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第四百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・二十号三旗公園

三 事業施行期間

昭和五十四年五月四日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

米子市三旗町地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第四百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称  
鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画公園事業 第二・二・八号二階町公園

三 事業施行期間  
昭和五十四年五月四日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市二階町四丁目地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第四百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・十八号吉方公園  
事業施行期間

昭和五十四年五月四日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市吉方温泉四丁目地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第四百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・四十八号卯垣公園

三 事業施行期間

昭和五十四年五月四日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市卯垣字上植田地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第四百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・十三号材木町公園

三 事業施行期間

昭和五十四年五月四日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市材木町地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第四百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道（内浜及び皆生処理区）

三 事業施行期間

昭和四十四年四月二十三日から昭和六十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

米子市皆生字西灘端野浪新田、字灘端野浪新田、字下野浪新田、字中野浪新田、字上野浪新田、字池口沖、字沖池口、字池口、字沖河端、字東厂座、字西厂座、字沖厂座、字藤九郎新田、字北砂池及び字中道西灘端を加える。



使用の部分  
変更なし

正 誤

鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和五十四年三月鳥取県条例第二十三号)中次の箇所~~に誤りがあつたので、訂正する。~~

頁 段 行 誤 正

三	上	二及び三	「同項の自動車の取得」	「政令」を「法第六百九十九条の二第二項の政令」
			を「前項の「自動車の取得」に、「政令」を「法第六百九十九条の二第二項の政令」	に、「同項の自動車の取得」を「前項の「自動車の取得」